

第161回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期 日 令和4年2月22日(火) 18時30分～ オンライン(zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、片木、川口、幸田、小田、中野敬子、鎌田(以上8名・敬称略・順不同)

3 発表課題

(1) 市営住宅修繕等請求控訴事件(高松高裁・徳島市) 令和3年3月26日判決 発表担当: 中野敬子先生

事案 X(本件当時生活保護受給者。脊髄(両下肢及び体幹)の障害のため、歩行がほとんど不可能な状態にあり、徳島県から身体障害者2級の認定を受けていた。)は公営住宅の旧居室に居住していたところ、XとYは、宅地建物調停にて、「⑥Yは、本件新居室を入居承認日平成29年2月1日、家賃を月額1万7300円、敷金を5万1900円とする旨の約定で賃貸し、Xはこれを賃借する」として、Xが本件新居室に入居替えすることを合意した。平成29年1月25日、鍵の引き渡しを受けたXは介護ヘルパーから新居室内の状態を聞き、Yに清掃や修繕を求めたがYはこれを拒否した。Xは①本件新居室の修繕義務の履行、②不履行を不法行為として慰謝料の支払いを求めて、本件訴訟提起。

争点 本件調停の成立時点で一見して明らかな量の傷み等が存在し、この他にも修繕を要する箇所が複数存在したところ、それらの箇所についてYは修繕義務を負うのか。

判旨 (一番) Xは現状替え(本件新居室をそのまま現状で引き渡す)についての説明に対し明確な異議を述べていなかったが、修繕義務を免除していたとまでは認められない。公営住宅法、施行規則等が特別法として民法及び借地借家法に優先的に適用されるところ、事業主体の修繕義務の範囲については法21条及び施行規則10条により規定され、これらの規定の具体的な適用を記載した本件しおりが作成されているから、これらが一般法である民法より優先して適用される。そうすると、Yが修繕義務を負うのは、当該居室において入居者の居住(使用収益)が妨げられる程度に破損、損傷が生じている場合に限られる。個別の修繕義務も本件しおりの「住宅の構造上重要でない部分」等であるため修繕義務は認められない→Xの請求を認めなかった。

(控訴審) 本件調停条項に現状替えの合意条項はなく、調停外でもそのような合意をしたことは認められないから、現状で引き渡す旨の合意は認められない。借地借家法・施行規則の規定は、修繕に関する費用負担を定めた規定とは解されず、「しおり」についても調停条項にて「しおり」にしたがう旨の条項はなく、「しおり」は法令ではないから、交付されただけでは「しおり」の内容が合意されたとも言えない以上、契約内容にはなっておらず、結局、特別法等では何ら規定がないこととなり、一般法として民法606条が適用される。同情が定める修繕義務は引渡し時においても適用されるから、引渡しの際に必要な修繕を加えて使用収益に適当な現状において賃貸物を引き渡す義務がある。→一部設備等について修繕が必要な状態であったから、その部分について修繕義務違反を認定し、その点について一審判決を破棄したが、債務不履行が不法行為に該当するとまでは認めず。 発表担当: 幸田先生

(2) 市県民税等の滞納処分に関する国家賠償等請求事件(さいたま市) 東京高判令和3年9月22日

事案 Y市長は、Xの滞納税(延滞金も含めて800万円を超えていた)を徴収するため、平成27年6月27日、滞納処分として、Xの本件会社(勤務会社)に対する給与債権を差し押さえた。平成28年2月28日、Xの妻であるAは、Yに対し、処分行政庁宛ての「給与の差押に関する承諾書」と題する書面を提出した。本件承諾書には、「甲野太郎」と手書きされ「甲野」の押印がされており、本件会社「に対して有する平成28年4月以降分の給料(扶養手当、時間外手当、宿直手当等を含む)支払請求権を差し押さえられることについて異議なく、毎月の給料のうち月額320,000円の額を滞納金額に満つるまで差押えを受けることを承諾します。」と記載されていた(第一審、控訴審共にXの氏名を記載してXの氏の押印をしたのはAと認定している)。Xは、平成28年3月、Aから本件承諾書の内容を聞いたが、それについてYに対して連絡をすることはなかった。Y市長は、上記差押を解除し、改めて本件承諾書に基づき「Xが本件会社に対して有する平成28年5月支給分以降の毎月の給料(手当等を含む。)のうち、国税徴収法76条1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権。ただし、同号に掲げる金額を控除した金額が32万円に満たない場合は、32万円の支払請求権とし、上記滞納金額に満つるまで。」として再度給与債権を差し押さえた。その後、Xは収入を増やすため本件会社において深夜勤務を行うようになったが、出勤途中意識を失い倒れるなどして、平成28年7月は仕事を休んだ。Xは、Y職員に対し7月の手取り給与が10万円弱のため32万円の取立ては再興して欲しいなど述べたところ、Yの職員は、世帯収入の減少及び支出の状況等に関する資料の提出を求めた。Xは、平成28年11月8日、Yの職員に電話し、家賃を滞納して本件会社からも借入れもしており、差押額を減額してほしい旨及び本件承諾書はAが作成したものである旨述べたが、上記の資料を提出することはなかった。XがYに対し①本件処分の無効確認の訴え、②国賠法1条1項に基づく損害賠償請求に係る訴え及び③本件処分の撤回の義務付けの訴えを提起。後に完納されたため、①、③については取下げ。

争点 ①国税徴収法76条5項の「滞納者の承諾」の有無及び市職員による滞納者本人への確認義務の有無、②本件処分を撤回する義務の有無、③本件処分の執行停止の義務

判旨 ①(本件の事情においては)Xは、本件処分に係る差押えにつき、承諾していたものであり、本件承諾書の作成はXの真意に基づくものであったと推認するのが相当であり、件承諾書が提出された後、Yにおいて改めてX又はAにXの真意を確認すべき職務上の法的義務が発生していたものと認めることはできない。

②(上記事情・経緯からすると)Xは、Yの職員に対し、差押減額の要望を伝えたにすぎず、本件承諾書による承諾の撤回があったとは認められないから、処分行政庁が本件処分を撤回すべき職務上の法的義務を負っていたものと認めることはできない。

③Xが世帯収入に関する資料が提出されず、同居するA及びBは稼働していたことを踏まえても、X世帯の生活が困窮状態に陥っていることを裏付ける的確な資料が当時存在しなかったことが認められる。そうすると、処分行政庁が本件処分の執行の停止をすべき職務上の法的義務を負っていたものと認めることもできない。→ 控訴棄却